



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1211	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課)..... 1
1212	〃	(〃)..... 1
1213	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(〃)..... 2
1214	〃	(〃)..... 2
1215	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 2
1216	〃	(〃)..... 2

告 示

和歌山県告示第1211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年10月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071300309	社会福祉法人萩原会	社会福祉法人萩原会友愛苑デイサービス	和歌山県伊都郡九度山町大字河根807番地の64	通所介護	令和5.8.31
3071100303	社会福祉法人清和福祉会	美里園真国デイサービスセンター	和歌山県海草郡紀美野町東野大芝285-1	通所介護	令和5.9.1

和歌山県告示第1212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年10月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3011600842	ごとうクリニック 後藤融平	ごとうクリニック	和歌山県有田郡湯浅町湯浅3163	訪問看護 居宅療養管理 指導	令和5.9.1
3011600891	野田医院 野田倫世	野田医院	和歌山県有田郡有田川町庄574	居宅療養管理 指導	令和5.9.1
3011700279	西岡内科胃腸科 西岡正好	西岡内科胃腸科	和歌山県紀の川市桃山町最上塩塚84-5	居宅療養管理 指導	令和5.9.2
3031400314	林歯科医院 林泰弘	林歯科医院	和歌山県海南市沖野々349番地	居宅療養管理 指導	令和5.9.4

和歌山県告示第1213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和5年10月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3011410416	医療法人晃和会	医療法人晃和会谷口病院	和歌山県海南市日方327-11	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和5.8.31

和歌山県告示第1214号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和5年10月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3061690073	合同会社こころ	訪問看護ステーション悠達者	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2061-4 ピースフルラインド湯浅206号室・207号室	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.9.30

和歌山県告示第1215号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月24日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1216号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年10月24日

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)